

社会構造としての偏見差別

福岡安則（社会学者）*

0. 看板に偽りあり

ほんとは、演題は《集合的意識としての偏見》

べつに、主催者が間違えたわけじゃない。

間違えたのは、熊本地裁の裁判長だった遠藤浩太郎¹

2018.6.15、熊本地裁。ハンセン病家族訴訟第 11 回期日。いつものように 101 号法廷で傍聴。昼の休憩に入った直後、遠藤裁判長から、本日の閉廷後の「進行協議」の場で、社会学者としての考えを聞かせてほしいと招待された。

遠藤裁判長の「出題」は、「原告側弁護団は国は社会成員全体を加害集団化せしめて、ハンセン病家族に危害を加えたと主張しているが、私はそのような「稚拙な」用語で判決を書くのは気が進まない。社会学的に、もっと適切な捉え方はないか？」と。アドリブ的にわたしが応じたのが《集合的意識としての偏見》。遠藤裁判長はわたしの応答をお気に召したようで、原告側弁護団に「それでは、福岡先生の考えにそって主張を整理してください」と。その後、わたしは弁護団の求めに応じて「意見書」をしたため、熊本地裁に提出した²。

この一連の出来事が、わたし自身、「偏見」概念を再考するきっかけとなった。

1. 《集合的意識としての偏見》

いまにして思えば、わたしに与えられた課題は、国による「癩／らい予防法」「強制隔離政策」「無癩県運動」の展開が作り出したハンセン病罹患者とその家族に対する全社会的な忌避・排除の意識構造が、一過性のものでなく、それ自体が自律したシステムとして持続性をもつものとして構築されるに至ったメカニズムを解き明かすことであつたと思う。

（命題 1）偏見は、個々人の内面の問題ではなく、個々人に対して外在性と拘束性をもつ、社会レベルでの集合的な構築物である。

このように偏見概念を捉えたほうが、現実を観察される諸事象を無理なく理解できる。

* 埼玉大学名誉教授、<yfukuoka196869@gmail.com>

¹ 最近、熊本日日新聞の記者から、「ハンセン病家族訴訟」の判決を下した遠藤浩太郎氏が、2019 年 4 月に東京高裁裁判官に栄転したあと、2021 年に裁判官を辞めて、2022 年に弁護士登録しているよ（第二東京弁護士会所属）、と。ネットでみたら、「2022 年 3 月／元東京高裁裁判官の遠藤浩太郎弁護士がオブ・カウンセラーとして加入しました。遠藤弁護士は、裁判官在任中、安部首相（当時）が会見を開き控訴の断念を表明したことなどでマスコミにも取り上げられたハンセン病家族訴訟の裁判長を務めるなど豊富な経験を有しており、当事務所〔東京桜橋法律事務所〕では、特に、セカンドオピニオンも含め訴訟関連の案件についての活動が予定されております」とあつた。

² 黒坂愛衣・福岡安則『ハンセン病家族訴訟』（世織書房、2023）を参照。

(事例1) 大阪府下、1934年生まれの女性。父と兄が邑久光明園に収容。長姉と母は病死。3歳年下の妹とふたり残された。食べるに窮した。近所の製麺屋のおかみさんが、素麺の切れ端をとっておいて、こっそりと姉妹に分けてくれた³。

(事例2) 東海地方、1951年生まれの女性。明治生まれの祖父が多磨全生園に収容。祖父は1953年に全生園で死亡。彼女は会ったこともない。彼女は婿入りしてもらうかたちで結婚。1972年生まれの下の子がまだハイハイしてたときに、ムラの雑貨屋のおかみが夫に祖父のことを告げ口。夫がしばらく姿を消していたと思ったら、ある晩、オジという人が10人ばかり一族を引き連れて、押しかけてきた。「おまえらなんか、家族皆殺しにしたって、いいだぞ。このうちの家族、みんな殺したって、べつに罪にならん」と。夫と夫の両親は一言も語らないまま、引き揚げていった。後日、夫から「おれは戻りたい」と連絡があったが、彼女は拒絶⁴。

(事例3) 2003年、熊本県の黒川温泉のあるホテルが、菊池恵楓園入所者たちに対して宿泊拒否。恵楓園入所者自治会役員たちがホテルを訪ねたときには、「本社の指示だ」と答えた総支配人が、数日後、恵楓園に「謝罪」に来たときには、「私個人の責任だ」と。誠意ある謝罪とは認められないと入所者たちが総支配人を批判する場面がテレビで全国に流れるや、菊池恵楓園には入所者たちへの誹謗中傷文書が殺到した。誹謗中傷文書を送りつけた人びとは、同時に「こう考えるのは私だけではない。国民みんなが同じ考えだ」という想念を書きつらねた⁵。

(事例4) 2016年、ハンセン病家族訴訟に加わった沖縄の一原告。母親がハンセン病回復者であることを妻が知るところとなり、子どもたちを連れて実家に帰ってしまう。母親は嫁の実家を訪ね「土下座をして謝った」が、離婚。

(事例5) 家族原告561名中、カミングアウトができている人は10名未満。ほかに何人か、名前は出さない、顔も出さないで、被害を訴えている原告はいるが、そのような人も含めて、大多数のハンセン病家族は、自分の家族にいつなんどき、偏見差別が襲いかかってくるかしの不安の日々をおくっている。

こうして見てくると、差別者のほうが「堂々と、振る舞っている。とりわけ、徒党を組んだときには「錦の御旗はわれらの側にあり」という態度が露骨。結婚差別などの場合は、「かわりになったら自分たちまで差別される側になる。それを御免蒙るのは当たり前」。そこに悪びれるところは、露もない。逆に、製麺屋のおかみさんのように、困っている人を助けるほうが、人目にふれないようにこっそりとしている。

これらの事象の背後には、わたしの言う《集合的意識としての偏見》があると、人びとが——差別者だけでなく、差別には加担したくないと思っている人たちも含めて、みんながそう思っている現実がある、とみたほうがよい。

³ 黒坂愛衣『ハンセン病家族たちの物語』（世織書房、2015）参照。

⁴ 福岡安則『聞き取り もうひとつの隔離』（解放出版社、2023）参照。

⁵ ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会『資料編 ハンセン病家族訴訟、ホテル宿泊拒否事件の資料分析 WG 報告書』（2023）参照。

https://pubjkt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/jql43u00000010ff-att/kentoukai_20230331siryou.pdf

(命題 2) 偏見は、対象に対する「誤った認識」ではなく、「あのひとたちは忌避排除されて当然」という思念のことである。

誰が prejudice に「偏見」という的外れな訳語を当てたのか。「偏った見方」＝「間違った認識」が一人歩きしてしまった。たとえば、被差別部落に対して「貧しい」とか「言葉遣いが荒い」と見ることは「間違った認識」とは言い難いが、それでも、部落に対する忌避排除の態度を強化するのに役立ってしまう。対象に対する認識の正誤が問題なのではなく、ネガティブな意味づけを喚起するものであるか否かが問題。

prejudice は、文字通り「予断」と訳されるべきであった。会ったこともない人に対して、ある社会的マイノリティ集団に属しているという情報だけで、拒絶してしまう。これが偏見だ。あるいは、親しく交わっていたのに、ある社会的マイノリティ集団に帰属していると知った瞬間に、人物評価をガラッと転換させる。これが偏見だ。

(命題 3) 《集合的意識としての偏見》が構築されていく局面では、「ネガティブ・イメージを喚起する情報」の喧伝により、特定の社会的カテゴリーに対する恐怖心等が煽られていくことで作出されるものであるが、いったん出来上がってしまうと、その核は対象に対する嫌悪・敵意(＝他者化)そのものとなる。

偏見が作り上げられ、《集合的意識としての偏見》へと凝固されていく生成の過程では、あれやこれやの理由付けが意味をもつ(この局面では、たとえば、感染症についての「正しい知識」が大事)。しかし、いったん、被差別マイノリティとしての社会的カテゴリー化の構築が完成してしまうと、その存立の構造としては、もはや、理由はどうでもいい。差別する者たちにとっては、相手が「被差別マイノリティとしての社会的カテゴリー」に帰属していると決めつけられれば、それだけで十分となる。

ゆえに、そこに、いくら「正しい知識」の普及に努めても、偏見は解消しない(私はかつて千葉県内で人権問題に関する統計的な住民意識調査をやったが、「同和問題の知識」の多寡は、結婚問題で「差別的態度」をとるかどうかと、まったく無関係であった。同和問題について「物知り」であっても差別するやつはいるし、差別しない人もいる。同和問題に疎い人であっても差別なんかしない人もいるし、差別する人もいる。1997年度、98年度、99年度と3年続けて実施した意識調査では、この知見はきわめて安定したものであった)。

いまだに、ハンセン病家族にたいする結婚差別等がなくなるらないのは、差別する人が「ハンセン病はウツル怖い病気だ」と思っているからというよりも、まさしく「あの人たちにかかわるとろくなことにならない」といった感情が渦巻いているからだ。

傍証。多磨全生園名誉園長の成田稔がインタビューで、「最近、父親が元患者だった男性から、好きになった女性と結婚したいから説得してくれと頼まれた。私は女性に『ハンセン病とはこういう病気で結婚に何の問題もない』と説明した。でも納得しない。最後に発した言葉は『色々おっしゃるけど、理屈じゃないんです』だった」(『朝日新聞』2020.2.5)と。

(命題 4) 忌避・排除の理由は相互に辻褄があわなくてかまわない。

《集合的意識としての偏見》の構築の過程では、それなりの理由づけをもって、

事が展開していく。しかし、いったん構築されてしまうと、個々の理由はどうでもよくなる。忌避・排除されて当然の社会的カテゴリー集団、というものが、そこにあるだけで十分なのだ。

『差別文書綴り』⁶の誹謗中傷文書を書いた人たちが一堂に会して、おしゃべりを始めた場面を想像してみよう。以下は、想定問答の一例である。

No.24⁷ 前世の悪業の結果だね。仏の罰だよ。

No.21 感染力の強い、非常に恐ろしい病気だね。

No.40 やっぱり、不治の病だよ。

No.2 最近じゃ、うつらないなんて言ってるけど、あやしいもんだ。

No.32 いくら感染の危険がないとわかっているけど、一緒に温泉に入るのは嫌ですね。

No.103 急には気持ちの転換なんて、できないよね。

No.18 詰まるところ、奴らは、人間じゃない。下等単細胞生物だ。化け物だよ。

言ってることは、みんなバラバラ。でも、“おまえの言ってることは間違っている。自分のほうが正しい、”などといった論争はけっして起こらない。最初にあった結論、《身の程を知れ》という予めの結論で一致をみているから、それで十分なのだ。

(命題5) 被差別当事者は、当の差別問題にかかわっての「偏見」を抱くことはない。被差別の当事者が、自分自身に対して「社会的に忌避排除されて当然な存在だ」などと思うことは、ありえない。よく言われる“被差別当事者も偏見を内面化してしまっている、”というのは、まさに、刷り込まれた「誤った認識」のことにほかならない。

ハンセン病家族訴訟の先行裁判であった鳥取訴訟（非入所の母をもつ息子による単独の国賠訴訟）でも、わたしは「意見書」を広島高裁松江支部に提出しているが、当初、わたしと弁護団のあいだで大きな認識の違いがあった点がある。控訴人の高橋正典さんのきょうだいたちの位置づけに関してであった。正典さんの兄姉たちは、みんな、病気になった母親と末っ子で中学生の正典さんを見捨てて、家から離れた。弁護団は、かれらを“原告を取り巻く周囲の加害者たち、”の一員と見做していた。わたしは、このきょうだいたちも差別の被害者だと見立てて、議論を進めていたのだが……。

長兄は、母の病気の噂が立ったことで、幼い子を置き去りにするかたちで妻に去られ、再婚した新しい妻と子どもたちと一緒に家を出てしまうのだが、その妻からもものに去られている。姉は、嫁ぎ先から帰され、二度目の結婚では身重の状態で離縁され、中絶を余儀なくされている。被害者でなくて何であろう。

⁶ 2003年秋、熊本市職員が里帰り事業で菊池恵楓園入所者の宿泊を県内のある温泉旅館に予約申込みをしたところ、旅館側が「宿泊拒否」の対応をする事件が起きた。この事件をめぐって、恵楓園自治会に「誹謗中傷文書」が殺到した。自治会はそれらの文書を『差別文書綴り』（2004年）として冊子に編んだ。

⁷ この「No.24」等は、『差別文書綴り』の書き手たちに、わたしが頭から付けた整理番号である。

ただ、多くの家族原告たちが、2016年に家族訴訟が始まって、弁護士から説明されるまで「ハンセン病はうつるし、遺伝する」と信じ込まされていた。「いつか自分にもハンセン病が出るのではないか」とか、「自分は大丈夫でも、自分の子どもには出るのではないか」と、不安にかられ続けてきた。——これは、被差別の当事者のほうは、「人が人を差別するには、それなりの理由があるにちがいない」と思い、まさか、理由もないのに、世の中の人たちが自分たちを忌避排除してくるのだとは考えられないことによる。(部落問題でも、部落の内部で、いろんな「差別の理由」が語られ続けてきた。)

2. 偏見をめぐるの国の主張&裁判所の判断のインチキ

——偏見は「ホットケーキ」型か、「ロールケーキ」型か

国の主張、裁判官の判決の「偏見」論。「ホットケーキ」型。

- ① 一番下には、「後遺症による外見の醜状」(判決の言葉!)に対する自然な忌避感がある。
- ② 下から2番目には、古来の「業病や天刑病」といった迷信がある。
- ③ 下から3番目には、やはり古来の「家筋の病」という迷信がある。
- ④ 一番上には、国の誤った政策が作り出した「ハンセン病は隔離が必要なほどの怖い病気だ」という「誤った認識」がある。

2001年のハンセン病国賠訴訟の熊本地裁の「勝訴判決」以後、マスコミが大々的に報道した。国もそれなりに啓発に努めた。→国が作出した「ハンセン病は隔離が必要なほどの怖い病気だ」という「誤った認識」は除去された。

ゆえに、2002年以降も、ハンセン病に係る差別事件は起きているが、それは国の責任ではない。→家族訴訟で20名の原告は訴えを斥けられた。

福岡の理解する「偏見」。「ロールケーキ型」。

④の「ハンセン病はうつるぞ、うつるぞ、怖いぞ、怖いぞ」という「強制隔離政策」「無癩県運動」は、①②③を巻き込んで、渾然一体となった《集合的意識としての偏見》を構築した。

国の想定する「正しい知識」の注入が「偏見」をなくす、というのは、「国が流布した誤った知識」の部分のみ、といういい加減さ!

しかし、遠藤裁判長も含めて誤認しているのは、「後遺症による外見の醜状」への忌避感は人間の自然な反応だ、という主張。→小さいときから、親に連れられて、しょっちゅう、療養所に収容された病気の親に会っていた子どもたちには、忌避感はない!

3. 社会学者仲間との、ハンセン病問題をめぐるの意識調査

2021年7月末、国の「ハンセン病に係る偏見差別解消のための施策検討会」発足。蓋を開けてみて、ガックリ。どんな施策をすべきかを解明するための調査費がゼロ。わたしは慌てて、同じく委員に選出されていた黒坂愛衣(東北学院大学教授)と金明秀(関西学院大学教授)に相談し、科研費の申請に動いた。

2022年4月から、研究代表者=黒坂愛衣、研究課題「ハンセン病問題施策検討のための社会的調査研究」、基盤研究(B)で、17,550千円(直接経費13,500千円、間接経費4,050千円)を獲得。

日本解放社会学会会員に呼びかけて、研究分担者、研究協力者も含めて12名

の研究チームを組織。

2023年2月には、尼崎市民と熊本市民を対象に、意識調査を実施。目下、調査結果を分析中⁸。

この9月11日に、関西学院大学で開催される「第39回日本解放社会学会大会」のテーマ部会で、黒坂愛衣、金明秀、福岡安則、佐藤裕（富山大学教授）が報告する。——ちょっと、フライング気味だけど、さわり部分だけ。

①「差別的態度」を測る。

Q12a「身内の結婚相手がハンセン病家族だとわかった。結婚を諦めるように説得する vs. 本人の意志を尊重する」

Q12b「結婚は絶対に許さんと強硬に反対する肉親がいた場合、それに同調してしまう vs. その肉親に反論する」

Q14「ハンセン病療養所の入所者たちが温泉旅館に宿泊予約をしようとしたら、『一般のお客さんのご迷惑になるので』と断られた。旅館のこの対応はもともだ vs. おかしい」

Q15「地域の福祉施設を利用しようとした。その施設の利用者にハンセン病だった人がいるとわかった。気にせず利用する vs. 利用するのをやめる」

この4つの設問への回答を「因子分析」にかける→「☆差別的態度」の因子の取り出し。

②この「☆差別的態度」を下支えしている要因は何かを探る。

重回帰分析という分析法をやる。

大きく作用していた要因が2つ見つかった。

ひとつは「年齢」。金明秀によれば、「年齢が上昇するにつれて差別意識が強くなっている。大雑把に分けると、60歳未満と60歳以上との間には、ハンセン病に係る差別意識の強弱において、統計的に非常にはっきりとした違いがある」。

そして、この「年齢」の効果は、独自のものとして、他の要因の影響をほとんど受けない。どう解釈できるか。福岡の試案としては、「世代効果」の側面と「加齢効果」の側面があるのではないか。

1950年代なかばまで、第二次「無癩県運動」が吹き荒れていた。当時すでに10歳ぐらいだった人たちは、それを直接見聞したり、時代の雰囲気として感じ取っていて、歳をとっても身にこびりついている、という面がある。そういう人たちは、いま、75歳以上。

そういう体験をしていない人たちでも、「加齢」して60の歳を超えると、ヨリ差別的になっていく。この世で長いこと身過ぎ世過ぎをしていくなかで、知らず知らずのうちに差別的感覚を内面化していつてしまう。（昔から、部落差別問題などで、「いまの年寄りがみんな死んでしまえば、差別はなくなる」と言われてきた。だが、いまも同じ科白が、虚しく繰り返されている。）⁹

⁸ わたしたちは2023年8月17日、熊本の菊池恵楓園の自治会ホールを会場に、中間報告会を開いた。その模様を、熊本日日新聞の臼杵大介記者が同紙（2023.8.28）で報じてくれた（添付資料参照）。

⁹ われわれは調査票の「問24」で、回答者にハンセン病問題についての「情報源」を尋ねたけれども、「自分が直接見たり聞いたりしたこと」「いつのまにか、なんとなく知った」という大事な2つの回答選択肢を用意するのを失念していた。次にハンセン病問題での統計的な意識調査をする機会があれば、調査票を修正したいと思う。

もうひとつ、ある。「☆差別的態度」を最も力強く下支えしている要因は、「☆遠ざけ思念」である。因子「☆遠ざけ思念」は、以下の6つの問いによって構成される。

Q11a「ハンセン病と聞くと、できるだけ距離をとりたいと思うのは当然な反応だ」

Q11c「ハンセン病だった人とは、たとえ治っていたとしても、関わりを持ちたくない」

Q11e「自分の身内にハンセン病になった人がいなくて、よかったと思う」

Q11f「ハンセン病に一度かかった人は、たとえ治っていたとしても、自分たちとは違う人たちだと感じる」

Q11i「後遺症が残っている姿を写真や映像で見せると、見た人が驚くだろうから、好ましくない」

Q11g「ハンセン病にかかるというのは、どこか遠い世界での出来事だと感じる」

この因子「☆遠ざけ思念」こそが、わたしの言う《集合的意識としての偏見》の核をなすものだ、とあってよい。

なにか他のさまざまな要因の影響を受けて、この「☆遠ざけ思念」が強くなったり弱くなったりするというものではないようだ。「ハンセン病の正しい知識」「ハンセン病問題の知識」をぶつけても、はね返されてしまう。

むしろ、「☆遠ざけ思念」を強く内面化した人は、そういう自分の思念を自己正当化、自己合理化するために、他のこと、たとえば、「誤った認識」「被差別者への冷淡さ」等を、後付けのかたちで、持ち出したりする傾向さえ伺える。

4. 《集合的意識としての偏見》とは、何ものなのか？

あらためて問う。《集合的意識としての偏見》とは、いったい、何ものなのか？



「お金（貨幣）」のようなもの、じゃ、伝わらないかな？

素材（事物 Ding）としては、ただの紙にいろいろ絵や文字、模様が描かれているだけのもの。これが「お金」という化け物（物象 Sache）になって、これさえあれば、なんでも欲しいものが手に入るというのは、世の中の人みんなが、「これはタダの紙じゃない。お金なんだ」と信じて疑わないから。

「お金（貨幣）」でダメなら、「神さま」ではどうですか？

「神」の存在は、社会の構成員みんなが信じているわけではない。しかし、そういう《教え》というものがこの社会にはある、そして、社会のある人たちはそ

国や地方自治体のやる人権問題の意識調査は、同じ調査票のまま、何年か毎に繰り返すものが大半。税金の無駄遣い。なぜ、そうなるのか。単純集計とせいぜいクロス集計止まりで、分析らしい分析をやっていない（やる能力のある研究者に力添えをしてもらっていない）。それと、マジョリティ側に「いまでも差別があると思うか？」「差別をなくすにはどうしたらいいか？」を尋ねる設問が、調査票の主要部分を占める。本末転倒の調査票！

れを「信じている」ということを、社会の他の構成員たちも知っている。——《集合的意識としての偏見》も、それと同じような意味合いでの「実在物」。敵としては、きわめて手ごわい。

5. じゃ、どうすればいい？

2020年、BLACK LIVES MATTER 運動のさなか、テニス選手の大坂なおみが、感動的なメッセージを世界に発信した。

Being “not racist” is not enough. We have to be anti-racist.

これを、『人種差別主義者ではない』というだけでは十分ではない。私たちは反人種差別主義者にならなければならない」と陳腐に訳したら台無し。

「わたしは、差別はいけないことぐらいわかっています。わたしは人を差別するような人間ではありません」と思っているだけじゃ、ぜんぜんダメだよ。目の前の差別と闘おう。わたしも闘うから、あなたも闘って。

こう訳して、はじめて、大坂なおみの真意が伝わってくる。

人権教育・人権啓発は、「わたしは、差別はいけないことぐらいわかっています。わたしは人を差別するような人間ではありません」という「いい人」「いい子」をつくることを目的にするかぎり、無意味、無力だ。——かれらは、目の前にイジメがあっても、差別があっても、「自分はあるな酷いことはしないもの」と見ているだけ。傍観者！ それは、差別の加担者でもある。

学校で、いじめを見て見ぬふりをする教師が、いくら、人権教育をやって「正しい知識」を子どもたちに「教えて」も、効果なし。いや、逆効果¹⁰でさえあるだろう。

目の前のイジメ、差別に正面から向かい合う教師が、その思いをこめて、子どもたちに向き合うとき、はじめて、《集合的意識としての偏見》の魔法は解けていく¹¹。

差別に正面から向き合える教師は、じゃ、どうすれば育つ？ 被差別当事者との《出会い、ふれあい、語り》の積み重ねが大事でしょうね。

¹⁰ 福岡安則『聞き取り もうひとつの隔離』（解放出版社、2023）の第24話「生まれ変わっても、父の子に生まれたい」参照。1965年生まれの女性が、ハンセン病患者の子だからと、自分に辛く当たる担任教師が、道徳の時間に部落差別の話をする。「自分で差別をしながら、おまえが差別はいけませんなんて語るなって、ほんと、思いましたね」。

¹¹ 『聞き取り もうひとつの隔離』の第16話「担任教師の声かけで偏見の魔法が解ける」参照。